

未熟児の養育医療給付制度のご案内

未熟児の養育医療給付制度とは、身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を使用する等、入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。申請先は中保健センターです。詳しくは、中保健センター（☎72-1121）へお問い合わせください。



給付対象者	一宮市に住所を有する1歳の誕生日の前々日までの未熟児で、次に掲げるいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めたもの (1) 出生時体重2,000グラム以下のもの (2) 生活能力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と認めたもの
対象医療機関	養育医療機関として指定を受けている病院等に入院している場合 (指定養育医療機関については、中保健センターへお問い合わせください。)
給付の内容	入院医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費(ミルク代)が給付対象となります。保険対象外の差額ベッド代やおむつ代、通院医療費等は対象となりません。
子ども医療費助成制度との違い	・養育医療給付制度……保険対象の治療費と食事療養費(ミルク代)が対象 ・子ども医療費助成制度……保険対象の治療費が対象 ※両方の制度に該当する場合、養育医療給付制度が優先されます。
制度利用にかかる自己負担金	養育医療給付制度を利用すると、その世帯の所得税額等に応じて自己負担金を支払っていただくこととなります。ただし、この自己負担金は子ども医療費助成制度の対象となるため、申請して払い戻しを受けることができます。
申請方法	申請には、指定養育医療機関の医師が作成した意見書、所得税額を証明する書類等が必要となります。申請書類は中保健センターで説明のうえお渡しします。なお、申請できる期間は、お子さんが入院中に限られますので、速やかに申請してください。
利用方法	申請後、市から送付される「養育医療券」を医療機関へ提示してください。

ペット(愛護動物)の適正飼養について

ペットの飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。ペットを飼うときは、その動物の一生に責任を持って飼いましょう。

ペットを飼うときの留意点は、次のとおりです。

- ① ペットの習性に応じて正しく飼い、他人に迷惑をかけないように飼いましょう。
- ② 病気について正しい知識を持ち、予防に努めましょう。
- ③ 犬は繋いで飼う、猫は室内で飼う等、ペットが逃げ出したり迷子にならない対策をとりましょう。
- ④ ペットがその命を終えるまで適切に飼いましょう。
- ⑤ ペットが増えすぎて管理ができなくならないよう不妊・去勢手術をしましょう。
- ⑥ 自分の飼っている動物だとわかるよう首輪や迷子札、マイクロチップ等をつけましょう。

◆ペット(愛護動物)を遺棄・虐待することは犯罪です◆

- ・愛護動物の遺棄・虐待 … 100万円以下の罰金
- ・愛護動物の殺傷 … 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

